

# 電機・情報ユニオン

2014年8月10日 第35号  
 発行 **電機・情報ユニオン**  
 〒105-0004 東京都港区新橋4-24-3  
 エムエフ新橋601  
 Tel&Fax 03-6450-1777  
 Email: denkiunion@gmail.com

## 雇用対策法を活用して再就職者支援を ルネサスリストラ 公共職業安定所と市に要請

神奈川労連や川崎労連、電機・情報ユニオンなどで構成するルネサスリストラかながわ対策会議は、川崎北公共職業安定所と川崎市（7月22日）、相模原市（7月23日）に申し入れ、要請しました。

### 雇用対策法の有効な実施を8項目を要請

申し入れ内容は、ルネサスエレクトロニクスが行ってきたリストラで退職を余儀なくされた労働者が雇用対策法にもとづき、確実に再就職ができ

- ① これまで退職された人たちの再就職や暮らしの調査の実施
- ② 独自の労働相談・再就職支援の実施
- ③ 事業所閉鎖の見直しと配転できない労働者へ通える職場の確保をルネサスエレクトロニクスへ要請するなどの8項目です。

### 川崎北公共職業安定所

要請には、次長をはじめ5名が対応しました。

### 川崎市

要請団は、再就職支援会社への相談は退職の第一歩であり、再就職に結びついていないことを職場の実態から説明し、「再就職援助計画」の改善指導を求めました。さらに、再就職できていないかの追跡調査が重要であり、調査することを強く要請しました。

経済労働局担当課長をはじめ4名が対応。要請団は、川崎市がルネサス玉川事業所の状況を把握し、川崎北職業安定所と連携をとって、川崎市が「雇用対策法」にそう役割を果たすことを要請しました。

### 相模原公共職業安定所

次長をはじめ4名が対応しました。

要請項目についての回答は、川崎北公共職業安定所と連絡を取り合っているとし、同様の回答を行いました。

### 相模原市

環境経済局参事をはじめ5名が対応。

### 雇用対策法とは

雇用対策法は、転職に当たっての円滑な再就職の促進（倉略）職業生活の全期間を通じて、その職業の安定を図ることを基本理念とし、事業主等に対し必要な施策をおこなうことを定めています。事業主に対しては離職者が再就職できるように、再就職援助計画の提出を義務づける。公共職業安定所に対してはその計画が適当でないことを認められた場合は変更を求め、事業主が応じなかった場合は認定をおこなわないことができるということです。

また、地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。（第5条）と、地方自治体の役割を規定しています。



7月22日（火）川崎北公共職業安定所に要請交渉



7月23日（水）相模原市に要請交渉

### 第35号の紹介

- 1面 ルネサスリストラ 公共職業安定所と市に要請
- 2面 金融・労働研究ネットワーク定例研究会で講演 全労連第27回大会 電機のたたかいを発言 米田委員長メッセージ28
- 3面 ルネサスリストラに全国から反撃を
- 4面 交流のひろば、告知板

要請団は、相模原地区では企業の地方流出が相次いでいることも指摘し、雇用と地域経済を守るために自治体として、ルネサス相模原事業所の閉鎖見直しを要請するよう、求めました。